

民生委員からのお知らせです！

2022. 05
稲敷市江戸崎地区
民生委員・児童委員
川尻好美
090-9330-9425

本年5月1日付で厚生労働省より民生委員・児童委員として任命された川尻です。

皆さんよろしくお願い申し上げます。

稲敷市では、各種の高齢福祉サービスを実施しています。

今般、その概要を案内させていただきます。下記をご一読いただいて適用を受けていない方は連絡してください。

その他、聞きたい事などある場合は、気軽に電話をしてください。

連絡先：川尻好美 宛て tel 090-9330-9425 です。

65歳以上の1人暮らしをしている方

75歳以上で生活する高齢者世帯



新たに対象になられた方
適用を受けていない方はご連絡
ください。
稲敷市に登録します。

稲敷市の高齢福祉サービス＝65歳以上の1人暮らしの方へ

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1. 配食サービス | 7. 紙おむつ支給事業 |
| 2. 緊急通報サービス | 8. 家族介護慰労金 |
| 3. 愛の定期便 | 9. 徘徊高齢者家族支援サービス |
| 4. 給食サービス | 10. 救急医療情報キット配布 |
| 5. ふれあい電話 | 11. 寝たきり高齢者理美容料助成 |
| 6. シルバーカー購入費補助 | 12. 老人性白内障補助眼鏡など購入費助成 |

内容は裏面に記載しています。不明点は調べますのでお知らせください。

稲敷市の高齢福祉サービス 稲敷市では、介護保険でのサービスの他に下記のような高齢者福祉サービスを行っています。

サービス名	内容	対象者	利用料金
配食サービス	食事の調理が困難な一人暮らし高齢者等に対して栄養バランスの取れた食事を配達し、在宅生活を支援すると共に安否確認を行います。	身体的な理由から食事の調理が困難で在宅での生活に支障がある 65 歳以上の在宅一人暮らし高齢者など *利用の可否については、対象者の状況等を訪問調査の上で決定 *「調理をした事がない」や「高齢の為調理が面倒」と云う理由では対象になりません。	朝食：200 円 昼食：400 円 夕食：400 円
緊急通報システム	急病や事故などの緊急時に通報できる機器(本体とペンダント型)を設置し協力員や消防本部に通報し速やかに救助を行います。	65 歳以上で急な発作の恐れがある等健康上特に注意する疾患のある一人暮らしの方 緊急時に電話通報が困難な 65 歳以上の高齢世帯	緊急通報機器 貸与設置 工事費 14,000 円程度(市民税非課税世帯は無料)
愛の定期便	2 週間に 1 回、乳酸菌飲料を配布し安否確認を行います。	65 歳以上の在宅一人暮らし高齢者	無料
給食サービス	バランスのとれた食事の提供(月 1 回)を行います。但し 6~9 月は食品衛生面より休止	70 歳以上の在宅一人暮らし高齢者	無料
ふれあい電話	月 2 回程度、利用者へ電話をかけて孤独感の解消と安否確認を行います。	65 歳以上の在宅一人暮らし高齢者 *配食サービスを受けている方は除く	無料
シルバーカー購入費補助	高齢者、障害者の歩行を容易にするシルバーカー購入者に対する補助金を交付します。	65 歳以上の方で歩行に支障を来す方、身体障害者手帳所持者で歩行に支障を来す方	1 人一台購入額の半分 (上限 5,000 円)
紙おむつ支給	紙おむつ等を 2 ヶ月に 1 回支給します。	稲敷市に住所を有する 65 歳以上の方で、要介護 4 級以上又は要介護 2 もしくは 3 で排泄全介助の在宅高齢者	無料
家族介護慰労金	4 ヶ月以上寝たきり認知症の高齢者を在宅で介護している方に介護慰労金を支給します。	要介護 4・5 級と認定された 65 歳以上の高齢者を在宅で常時介護する方	1 回 6 万円
徘徊高齢者家族支援	徘徊の見られる認知症高齢者に位置情報端末を貸与することによって徘徊高齢者保護を支援します。	稲敷市に住所を有する徘徊高齢者の介護者	500 円/月 情報取得料 100 円~200 円
救急医療情報キット配布	高齢者、障害者等に対して掛りつけの医療機関、持病等の救急時に必要な医療情報を冷蔵庫に保管するキットを配布します。	65 歳以上の一人暮らし高齢者 身体障害者手帳所持者で重度視覚障害者又は聴覚障害のある方 日中独居で健康上不安のある方	無料
寝たきり高齢者理美容料助成	寝たきり高齢者に対し居宅において受ける理容又は美容の料金の一部を助成します。	65 歳以上の在宅の高齢者で要介護 4・5 級と認定された方又は常時臥床の状態にある方	1 回 2,000 円 (年 4 回まで)
老人性白内障補助眼鏡等購入費助成	老人性白内障の手術を受けた方で、補助眼鏡などを使用する事で視力の回復が可能な方に対し、眼鏡などの購入費用の一部を助成します	次の全てに該当する方 ・手術を受けた日に稲敷市に住所を有する 65 歳以上の方 ・視力矯正の為、補助眼鏡などを使用する必要があると医師が認めた方 ・市税等に未納のない方	購入額の半分 ・補助眼鏡：10,000 円 ・特殊眼鏡：30,000 円 ・コンタクト：25,000 円